



第37号
62.12.20

会報

やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口(22)5975

発行者
会長 新本 清人

印刷所
徳山市久米田中3丁目8番地
柳ふじたプリント社
TEL (0834)25-16000

目次

- 第30回中国ブロック協議会定例総会……………2
- 第2回日調連全国調査士親睦ゴルフ大会……………5
- 協会情報……………7
- 国調境界冬景色……………8
- 会議のありかたについて思うこと……………10
- 昭和62年度司調共催囲碁大会……………11
- 登記官合同・登記官事務打合せ会に於ける協議問題
の協議結果について……………12
- ところ変われば……………13
- 過去と未来について……………15
- 市民講座……………16
- 史跡探訪……………18
- 副会長就任にあたって……………20



(山口地方法務局 徳山支局)

山口県土地家屋調査士会



第30回中国ブロック協議会定例総会

(於…山口市湯田温泉)

第三十回土地開発委員会中国ブロック協議会定例総会が、十月二十三日(金)・二十四日(土)の二日間、山口市湯田温泉において開催されました。

本総会には中国各ブロック協議会の代表及び中国産産関係者も参加して行われました。

協議会には中国各ブロック協議会代表は、日露連合会をはじめ多数の代表者及び関係者、オゾグ、バー、江崎、松野、十河等の出席がみられました。

山田口会から湯田文の開催方針、構成員、オゾグ、バー、江崎等の協賛、十二名の参加に、東京に拠る中国産産関係者及び産産関係者は、同日に互に協議会を終了しました。

又、中国各ブロック協議会からの協議会員からの参加が併せて三行なわれ、山田口会からの参加者は別記のとおりであります。



山口地方建設局長
三宅 隆

祝 辞

山口地方建設局長
三宅 隆

本日、この西の京山口において、新設国土開発調査士会中国ブロック協議会定例総会が開催されるは、固より、中国各地を代表して御集まりました会員の皆様におかれまして、誠にさつを申しあげ、御慶びを申し上げます。このことは、開催地の地方建設局長として大変に光栄であり、このように盛大に開催されましたことを心から歓迎申し上げます。

また、歴代の役員の方々を始め、貴会の皆様方の熱意と御努力のたまものでありまして、心から敬重を致す次第であります。

さて、土地開発調査士の業務は、不動産登記制度の根幹をなす表示に関する登記の申請手続を適正かつ円滑に行うことにより、国民の権利保全に寄与するという極めて重要な職責を負うものであり、土地開発調査士に寄せる国民の信頼と期待は極めて大きいのであります。また、会員の皆様が土地開発調査士としての品位の保持と業務の適正、円滑な実施について、今後とも最大限の努力を尽くされ、国民の信頼と期待にこたえられるようお願いいたします。

また、御承知のとおり、我が国の不動産登記制度は、旧登記法（昭和19年9月1日法律第1号）が施行された昭和19年2月1日から起って、本年2月1日には百周年を迎え、法律第1号を始め、国の各法律、地方自治法においても、前掲の貴会の方の御協力を得て、盛大に記念行事等が行われたところであり、まよふところの百周年という大きな節目に、貴会も盛

協議事項

中国ブロック協議会の協議事項は次のとおりでした。

- 一、会長
- 二、役員
- 三、協議事項
- 四、その他
- 五、協会の活動と結束力向上
- 六、協会の活動と結束力向上
- 七、協会の活動と結束力向上
- 八、協会の活動と結束力向上
- 九、協会の活動と結束力向上
- 十、協会の活動と結束力向上
- 十一、協会の活動と結束力向上
- 十二、協会の活動と結束力向上
- 十三、協会の活動と結束力向上
- 十四、協会の活動と結束力向上
- 十五、協会の活動と結束力向上
- 十六、協会の活動と結束力向上
- 十七、協会の活動と結束力向上
- 十八、協会の活動と結束力向上
- 十九、協会の活動と結束力向上
- 二十、協会の活動と結束力向上



石田 豊先生

中国アロック協議会長表彰受賞



西山雅敏先生

広島法務局長表彰受賞

表彰おめでとう
ございます



上原和一先生



磯部豊登先生



竹内重信先生



岡山武臣先生



露波勝美先生

第2回日調連全国調査士親睦ゴルフ大会

〈日本土地家屋調査士連合会主催・中国ブロック協議会共催〉

昭和62年10月22日 於：宇部カントリークラブ



日調連会長による始球式

昭和62年10月22日、山口県吉敷郡阿賀町東町の宇部カントリークラブに於て、日調連親睦ゴルフ大会が開催されました。

北は、北海道から、南は九州熊本まで、14の単位会から初若の参加による大会でした。まさに全国の土地家屋調査士が一堂に集まる全国大会の開催です。

土地家屋調査士は、各単位会ごとと、各種な特殊性があり、役員以外の会員が、他会員との接触の機会ができたことは、非常に大きな意味をもっているものと想われます。

さて、三日は、山口県にこれほどの快晴があるだろうかというほど良い天気に恵まれました。快晴、微風、スタート時の湿度が快適特色です。これは、このゴルフ大会を準備してきた山口会の実行委員会の日頃のおこないが窺いからです。また、このゴルフ場は、四十年、宇部マブ、パット・カマンツの会場として使用される、本格的なゴルフコースです。

朝9時、A組はアウトコースより、B組はインコースよりのスタートとなりました。

A組では、日調連会長の始球式がありました。大事なスウィングで、赤い煙が、緑のフェアウエーの真中に長い線となり、審判員全員の手がおこりました。(写真はその時のスウィングです。)

この後、次々は、スタートホールで記念撮影をした上で、プレーをしていきました。

恒例の大会成績表のとおり、プロ級の選手から、ゴルフを始めてまだない人までありましたが、実行委員会の公平なジャッジにより、当日の好調な人が、上位に入賞された様でした。

また、ブロック会をそれぞれに分けた団体戦も開催され、この成績も別表のとおりです。

ゲーム終了後、成績発表とともに懇親会が開かれましたが、多田会長の入賞者へのおほめの言葉とともに、ユーモアあふれるあいさつは、会場は拍手と大爆笑の連続で、素晴らしい一日を過ごすことができました。

今後このような大会が継続できる候、調査士会の継続と繁栄に努力しようというのを誓い合いながら、散会いたしました。



B組
 飯久井 黒崎 宮崎 濱田 西田 田中
 田保 上田 岩崎 村崎 村崎 村上
 待方 美実 美実 美実 美実 美実
 市一 萩原 樹樹 樹樹 樹樹 樹樹

優勝 三井物産
 二位 住友銀行
 三位 住友銀行
 四位 住友銀行
 五位 住友銀行
 六位 住友銀行
 七位 住友銀行
 八位 住友銀行
 九位 住友銀行
 十位 住友銀行

A組
 市川 永吉 山田 三浦 山田 山田
 川内 上野 沢田 辺野 久保 川
 好 久 秀 好 好 好 好
 夫 夫 夫 夫 夫 夫 夫 夫

優勝 三井物産
 二位 住友銀行
 三位 住友銀行
 四位 住友銀行
 五位 住友銀行
 六位 住友銀行
 七位 住友銀行
 八位 住友銀行
 九位 住友銀行
 十位 住友銀行

第2回日調連全国会員 ゴルフ大会成績

団体戦成績表

団体戦

(ブロッコリー上位7名のクロスに
よる)

優勝

関東ブロック 600H

準優勝

中国ブロック(山口) 600H

第三位

北海道ブロック 600

第四位

九州ブロック 600H
 (岡山、高松、鳥取会を含む)

第五位

近畿ブロック 700H
 (広島会を含む)

第六位

中国ブロック 784



昭和六十二年七月一日をもって第三事業年度を迎えた本協会も、着々と発注官公署の御理解を深めて戴いているところでございますが、実態としては、まだまだ、その実を上げるところに至っていません。

役員総動員の基、P R、営業活動を展開しているところでございますが、今後は社員の皆様共々に実を勝ち取る作戦を考え、実行に移して行かなければなりません。

全公連（全国公営住宅登記土地家屋調査士協会連絡協議会）においても、中央において、用対連（用地対策連絡協議会）と度重なる交渉を重ね、P Rと理解に務めて戴いているところであります。

一日も早い、全ての公営登記事件の委託を本協会が完成することを希望し、表示に関する登記の正確性の確保に寄与せねばならないと考えているところでございます。

現在協会社員でない会員の皆様も、出来る限り早く社員となられ、御活躍下さいます様希望するものでございます。

今年度の今までの協会の活動状況をお知らせし、情報とします。

会 務 報 告

自 昭和62年7月1日
至 昭和63年6月30日

年 月 日	会 務	備 考
62. 7. 16	理事会 打合会 (会館)	理事長、西山、竹内、高杉副理事長 小倉理事
17	堀前山口市長と本広さんをおむかひ会	
18	理事会 (会館)	
"	監査会 (会館)	
"	役員選考委員会 (会館)	
8. 7	県総務部 訪問	理事長、西山副理事長
"	建設省山口工事事務所 訪問 (防府)	理事長、西山副理事長
8	第二回通常総会 (会館)	
18	建設省山口工事事務所 訪問 (防府)	理事長、西山副理事長
21	建設省山口工事事務所 説明会 (会館)	理事長、西山副理事長 他
25	建設省山口工事事務所との業務委託契約締結	理事長
26	第4回司調開発協議会 (会館)	理事長 西山、高杉、三好副理事長
9. 17	県管財課 訪問	理事長、平井社員
18	政経文化パーティー (山口)	理事長
22	故岸信介先生追悼式典 (山口)	西山副理事長
28	山口市道進行状況説明会 (会館)	理事長 西山、高杉、三好副理事長 渡辺 (横) 支所長
10. 31	自民党山口県支部連合会訪問 (要望書提出)	理事長、西山副理事長
"	県議会議長訪問 (自民党県連に要望書提出)	理事長、西山副理事長
"	岩国支所 公営協議会 (岩国)	理事長
11. 6	徳山支所 公営協議会 (徳山)	理事長
11	第5回司調開発協議会 (会館)	理事長、西山、高杉、三好副理事長
16	平井龍先生を励ます会 (山口)	西山副理事長
27	県総務部 訪問	理事長 三好副理事長、高田社員
"	県住宅供給公社 訪問	理事長 三好副理事長、高田社員

国調境界冬景色

(第七学章)

岩国支部 岩倉 一夫

第六学章の訂正

(別表4)の欄外、 $23^{\circ}23'38'' + 23^{\circ}14'47'' = 23^{\circ}38' + 24 - 1'11.58''$ に訂正して下さい。トンデモナイ誤りをいたしました。誠に申し訳がございません。謹んで御詫びを申し上げます。なお十頁の三角形の図面は第十図とさせていただきます。

面積はかり

デジタルプランニメーター

平板地区で宅地の場合、登記簿の地積の平方メートル以下が〇〇でなく数値があるのは電算面積測定機で求積した地区のみと思っておりましたが、その後の調査で、面積はかりデジタルプランニメーターで求積した地区も同様に数値があることを、第五学章、七頁、二段目で紹介いたしました。この方法

のあらましは、

- 一、地籍図を無伸縮性のフィルムに転写する。
- 二、一筆ごとに図形を裁断し分解する。
- 三、図形に $0.1m \times 0.1m$ の細かい網をかぶせる。
- 四、図形で占められた網目を測定、集計して面積を求める。

この方法による実際の測定結果(面積測定手簿兼定面積調整計算簿)を拝見いたしました。が、測定面積(ⅠとⅡ)と決定面積があり、測定は一筆について一回(Ⅰ)のみで、両方の数値を比較すると、平方メートル以下一位のところが修正の対象になっておりました。その経過は不明ですが、測定面積の合計と地籍図一枚の面積(縮尺五百分の一の場合三万平方メートル)の比率で修正したものとと思われます。

面積はかりデジタルプランニメーターによる求積は昭和五四年に実施されており、電算による方法(昭和四三年/昭和四八年)の後ですが、この方法の最大の欠点は、地籍図

境界点の復元に必要な資料は何もないということです。

地籍図境界点の

公共座標値

第五学章で示した2257-2(山口県大島郡橋町大字西安下庄)の地籍図境界点について、電算面積測定機による仮座標値の平均値

(別表3)から、第五学章の計算方法で求めた公共座標値を(別表6)に示しました。

別表7(定面積調整計算簿)

面積はかりデジタルプランニメーターと同じ名前ですが様式は異なっています。は別表2(第四学章)の座標測定手簿の仮座標値から算出した、各筆毎の倍面積を、平方メートル単位で、測定面積の欄にのせています。

地籍図一枚の面積は実寸で $300m \times 400m = 120000$ 平方メートル($0.3m \times 0.4m = 0.12$ 平方メートル)、倍面積は

(別表6)

筆	電算仮座標値		公共座標値	
	X	Y	X	Y
101	397.78	183.8	-233126.13 ^m	8017.06 ^m
102	408.55	186.8	-233120.74	8018.57
103	422.85	194.75	-233113.59	8022.55
104	431.05	203.8	-233109.49	8027.08
105	432.45	218.15	-233108.80	8034.25
106	437.53	227.83	-233106.26	8039.10
107	433.4	232.8	-233108.32	8041.58
108	426.5	234.4	-233111.78	8042.38
109	414.5	204.2	-233117.77	8027.27

座標法による面積 $163,170,650$

240000
 (以下Aと
 致します)
 です。別表
 7の場合、
 測定面積
 (倍面積)
 の合計は
 239969.88
 (以下Bと
 致します)
 となっております。

五百分の
 一の縮尺の
 場合、平方
 ミリメートル
 の倍面積
 を実際の平
 方メートル
 に換算する
 ためには、
 まず n^2 で割
 ったものを
 更に
 1,000,000

定面積調整計算簿

(別表7)

機械番号		原図番号	縮尺	測定面積	機械係数	図郭面積	補正済 決定面積	
57		S 31-1	1/500	239969.88	1.000330	239890.15	30006.074	
筆数		n^2 0.0067	閉合比	測定誤差	補正係数	計年 月 日	計算者名	
精度区分	68	.4556	.020	6.074	.125016			
地番区域	地番			測定面積	補正済決定面積	備考		
◎	2352-2-1/2			2241.51	280.22			
	001-7			1.91	.24			
	2352-1-1/3			6482.88	810.46			
	2356-2-1/4			19728.33	2466.36			
	2356-1-1/2			5861.77	732.82			
	2357-1/2			1193.78	149.24			
	2355-2/4			2949.25	368.70			
	10773-1-1/4			2049.93	256.27			
	(途中省略)							
	001-B-1			12642.21	1580.48			
	10671-2/2			2668.80	333.64			
	002-4			48.06	6.01			
	2259-2/2			6292.90	786.71			
	10672-2/2			1174.13	146.79			
	2258-2/2			1203.42	150.45			
	2255-1-3/3			4527.40	566.00			
	2254-2-4/4			890.48	111.32			
	2254-1-3/3			536.87	67.12			
	2256-2/2			4030.39	503.86			
	2257-3			344.24	43.04			
2257-2			1305.16	163.17				
2257-1			3400.55	425.12				
001-2			313.35	39.17				
001-3			597.50	74.70				
2360-1			1534.44	191.83				
2359-2			644.12	80.53				
2359-1			19008.75	2376.40				
(途中省略)								
集計種類別				合計	239969.88	30000.00		

(1000×1000) で割って実寸の平方メートルとし、これに250000(500×500)を掛ければよろしい。

別表7の補正済決定面積は、これに、A/Bを掛け、地籍図一枚の面積が三万平方メートルになるように、各筆の面積を求めたものでございます。

つまり測定面積に0.125×A/Bを掛ければ、補正済決定面積となるようになっております。別表7の原図番号811(第四学章、地籍図参照)の補正係数0.125016がこの値に相当いたします。

2251-2(別表7の◎印)の場合、測定面積1305.16×補正係数1.63^m17(補正済決定面積)となるわけでございまして、この土地が宅地の場合、この数値がそのまま、登記面積となります(特殊な場合を除いて)。別表6の「座標法による面積」とドシペンヤリ一致しているではございませんか。

両者が近い数値になることは当然ですが、こんな事はメッタにありません。当方のは仮座標値の平均値(別表3)が出発点で、その

後の計算方法は全然ちがうのですから。

電算地区の測量分筆を依頼され、実施市町村で別表7の補正済決定面積を確認した後、登記簿を閲覧したところ「200^m」程度のところが「^m」はどちらがっておりまして。調査したところ図上で三斜求積した数値が登記されていることがわかりました。

電算では0.1^m (現地では5^m)の精度で行ったところを、なぜ図上三斜で行ったのか、求積図がないので原因不明です。しかし現地は電算によく符合していたのでございませぬ。

図上で求積を行う場合、座標法でやるか、三斜法でやるか、意見の別れるところですが、斜辺や高さのバランスがとれていない所や複雑な図形のところは、座標法で三角形毎に求積したものを三斜法に換算して表示する方がよいと思えます。

ただし三斜法でも、三角形毎に三辺長と高さをチェックしてやれば問題はないと思えますが。

会議のありかたについて思うこと

徳山支部 原 田 美三男

会議と言えば総会あり、委員会あり、部会あり、その他各種各様な色々あるが、何れの会議にせよ司会者が居り、その司会者により開会の辞、会長挨拶、議長選任、議長挨拶等々その時々により色々の型で一先ず進行し、議題の審議に入るのが普通の様であるが問題は議案の審議のありかたであると思えます。

議長は議案について順次審議するため順次議案の提出理由を説明し、或いは執行部又は提案者に説明を求めて之れに対し議場に意見を求めるという風になるが、この議案に付いて賛成するか反対するか修正を求めるか少なくとも一応異議の有無を確かめなければ議長は採決が出来かねるのであるが、議案についての意見陳述者は成るべく簡単に述べて貰いたいことである。

若しその意見の中に不明の点があり、これに対する意見を求められた時は、これに対し理由を説明し納得の行く迄問答を重ねて審議することは必要であると思うが、それが無い限り出来る限り簡単に願いたいと思う。

私を感じたことを、つたない文書に綴って見ました。どうか一層の、調査士会の進展と、会員皆様の、活躍をお祈り申し上げます。

昭和62年度司調共催囲碁大会

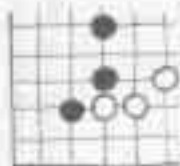
— 於：司調会館 —



6月30日(日)司調会館にて開演、例年段位クラスと級位クラスが分かれて対戦していたが、今年度は段級混合で行われ、三好名誉会長が主催優勝されました。

なお参加者と成績は次の通り。

優勝 三好 敬夫(五段)五勝〇敗
 二位 石村 康任(一級)四勝一敗
 三位 藤原 直彦(二段)三勝二敗
 四位 石田 豊(二段)三勝一敗
 五位 菅山清州生(三段)三勝二敗
 廣坂 守(五段)三勝二敗
 橋本富士男(五段)三勝二敗
 安本 健一(二級)二勝三敗
 藤田 藤好(二級)二勝三敗
 長田 幸三(二級)一勝四敗
 野村 辰(二級)一勝四敗
 小嶋 祐男(三段)〇勝五敗



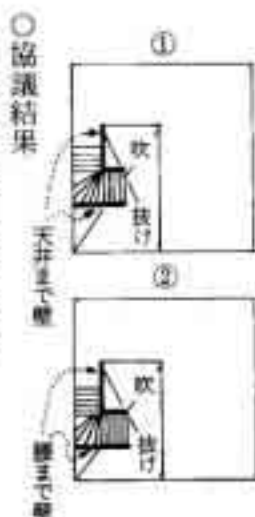
登記官合同・登記官事務打合せ
会に於ける協議問題の協議結果
について

山口地方事務局

首席登記官 田井 幸男

私が現職に就いてから当局において開催された管内の登記官合同及び登記官事務打合せ会で協議された各庁提出協議問題のうち、表示に関する登記についての問題は、土地家屋調査士の会員の皆様にとって関心があると思われるので、この協議問題についての協議結果を、主要なものを抽出して参考に供します。

1. 左図のような階段部分は、上階の床面積に算入すべきか。



○協議結果
①について 算入する。
②について 算入しない。
(六一・九・二五 登記官合同)

2. 明治四一年勅令第一七七号(神社財産ノ登録ニ関スル件)第四条の規定に基づく神社財産の登記が甲区事項欄にされている土

地については、不動産登記法第八一条の三の規定により、合筆の登記はできないものと考えるがどうか。

○協議結果

合筆の登記はできない。

(六一・九・二五 登記官合同)

3. 建築確認書の用途欄には「店舗併用住宅」とあるが、外観は店舗でも店舗部分の床面積が全体の十分の一以下である場合、種類は「居宅」として登記してよいか。

○協議結果

「居宅」として登記して差し支えない。

(六一・九・二五 登記官合同)

4. 地図に誤りがあるときは準則第一一三条により利害関係人から訂正の申出をすることができ、この利害関係人は登記簿上の利害関係人に限定する必要はないとされており、登記簿上の利害関係人以外の者から申出する場合、利害関係人であることを疎明する必要があるか。

○協議結果

必要はない。

(六一・九・二五 登記官合同)

5. 現所有権登記名義人が被相続人Aとなつて、その相続人Bが

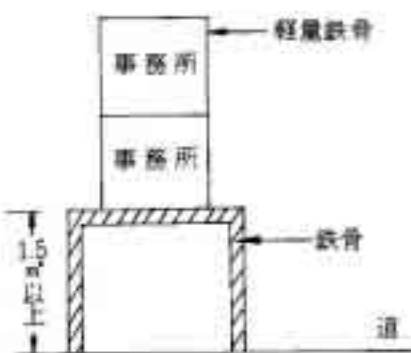
附属建物を新築してその登記を申請した場合、その前提として当該既登記建物についての相続を原因とする所有権移転登記を経由しなければ、前記登記申請は却下すべきか。

○協議結果

相続を証する書面を添付しておれば受理して差し支えない。

(六二・一・一三 登記官事務打合せ)

6. 床上げされた例図のような建物の構造は、「軽量鉄骨造高床式二階建」でよいか。



注 ゲタばき部分は、周壁はないが車庫として利用している。
ゲタばき部分には、他の建物が建ちうるスペースはない。

○協議結果

「屋根の種類」の表示を別問題とすればよい。

(六二・一・一三 登記官事務打合せ)

とっぴんば

島根県浜田支部

福原 治重

三月三十一日、住み慣れた防府を後にして、生れ故郷に帰って来ました。懐かしい山や川（五八災で形を変えています）を見て歩くこと二ヶ月、ようやく人にも、自然にも慣れた頃、ご存じの方もありません。岩国支局長で退職された白澤茂昭先生とお逢いし、又秋支局長であった青柳義香先生に拝眉の機会を得、これからの行く末について、ご相談出来たことは、非常に喜しく感じたことでした。

又浜田支局長である有田光夫様とも下関法務局当時の思い出と共に、今後のことについて激励を受けたことは、何にも増して力強いものを感じました。ご三人とも、山口県にいたと云うことで、目にして頂いたことを心から喜んでおります。

さて本題の「とっぴんば」品愛変わる「について感じたことを記してみたいと思います。

先づ、こちらの自慢から。小字の廃止を昭和五参年から実施されていること。これにはビックリいたしました。聞取錯誤の多い自分としては大変に助かるものでした。又合筆制

限が緩和されたことにもなり、非常によいことと感じました。山口も出来ていたら、ありもしない字界を指示することもなかったのになあ。・・と感じた事でした。

特に宅造地域について、ありもしない頭をしぼって字界を記入した事を思い出しました。

良い処はこの一点でありましょうか。私が感じた悪い点を列挙し、いかに先輩諸兄が恵まれた環境にいらっしゃるか、認識を新たにし、先駆者に謝して頂きたく駄文を呈します。

①分間図が存在しないこと。

即ち、耕地、山林共、公図があるには有るが、全く幼児が筆をとった様な見取図であり、位置は判断出来るが、その大小、形状については全く現況と不都合であること。これを唯一の地図として現在も手入れがなされておられ、従って、国・地方道共に、飛地飛地になっており、地図の上では走行不能。田圃の中、畑の中山中に、自動車が進んで落ちていくのではありませんかと、あたかも昭和五八年災害には、これこれではなかったかと思われような地図であり、今以って分筆線がこれによって記入されており、不正確なものに正確が重なって、結果は以前より尚一層不正確なものになっていく状態です。それが判っていて、他に頼るものがないため、寄って集って不正確な地

図作製に協力している現状です。最後は、地図混乱地域になるのでしょうか。・・

②建物の表示登記はするが、滅失登記はしない。何故だろうと思案した処、滅失証明書が添付出来ない、即ち証明書が添付してないと受付してもらえないことが判明した。

最初山口方式で申請したところ、取下げ方を教示され面喰ったことでした。幸い役場に行き、その旨説明したところ、不存在であり、課税していない旨の証明を頂き処理しました。・・

③農地申請後、建物を建築したもののについて、その表示の登記申請と同時に地目変更の申請をするについて、許可書を添付してそれをなしたところ、これ又取下げ。・・

何故ですかと尋ねたら、転用事実証明なるものが不足とのこと。その事実証明たるや現況写真を添えて農委事務局に願出をし、会長の証明書を頂く仕組み。何のことはない。日時と経費の無駄。実調があってもこれだからかなわない。山陰の人は石橋を橋台から掘りこわし、又粗立て、その上を「ゲンノウ」で叩いて渡る式の人ばかりであろうか。又はこれ等の行為により、迷惑を掛ける人が多いのか。仕事量の関係からそうなるのか、あ

まり念を入れられるのにうんざり、・・でもこれに従わないと鼻の下が乾くしなあ。・・

④順序が前後しますが、島根会の総会に新入会員として参加して感じたことは、予め支部で厳選された者以外出席してはいけないこと。私は勝手に出席して穴があれば入りたい思いをしました。

新入会員の紹介もなく、異議なしを云えることと、双手があれば良い様な雰囲気。又支部交付金の少額（二万）。支部活動も、我浜田支部は三万円也。これでは何も出来ないし、するなと云うことか。

山口会で支部交付金が少ないと云った支部長当時を、大いに反省した次第。三好会長にお許しをおねがいしたい。

以上感じたことを筆にしましたが、これ等について今後改善して行けばと思いましたが、自分の間「郷に入っては郷に従う」と云うことで静観し、逐次取り組みたいと考えております。

投稿をしてみないかとの言葉を頂いたとは云いながら、山口会の諸兄には何の役にもたない駄文で貴重な紙面を汚したことを深くお詫び申し上げます。会員諸兄の健康とご多幸を祈ります。

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

土地家屋調査士 倫理綱領 制定について

本年六月における日調連定時総会において、63年当時より提案がなされ、長く懸案となっていました。土地家屋調査士倫理綱領が承認されましたので、御紹介いたします。尚、この倫理綱領は、事務局から、各会員に配られる予定です。



表紙写真の 募 集

昭和62年11月14日発の日調連通知によりますと、現在「土地家屋調査士報」に各会員のご協力を得て、「富士シリーズ」を表紙写真として掲載中ですが、63年4月号より「県の鳥」シリーズとして「県の鳥」の写真を掲載する予定だということです。つきましては、該当写真を左記の要領で送付下さいますようお願いいたします。

記

1. 四季を表現した「県の鳥」の姿

2. カラー写真でキャビネ版（

12 Times 17 Days 前後の大きさにブリ

ントしたもの（送付された写真は
はお返ししません。）

3. 150字程度の説明を付けて下さ
い。

4. 掲載した場合の掲載料は四千
円とします。

5. 締切り、昭和63年2月末日

尚、写真が重複して送付された
場合は、連合会が選択するそう
です。

おって、送付された写真につい
ては、昭和63年4月号から順次掲
載される予定です。



過去と未来について

下関支部 堀家 徹

12年2ヶ月先は、確実に21世紀です。

21世紀をいかに生きるかということも大事なことです。調査士会としては、この会に入会してくると人の利益になる様に考えていくべきかと思えます。

例えば、現在、官有地との境界立会において、県や市町村に、立会願を出して、立会・測量・図面の作製、更に証明書を得て分筆等の申請をしています。

この手順だと、事件の依頼から約一ヶ月の日数を要します。

ところが、我々調査士が、測量する場合に、県や市町村の立会手続きや、証明手続きを簡略化できる様にできたらどうでしょう。

(境界の立会資料や、立会の手順の統一化、図面の統一化といったことの研究が必要であることはいうまでもありませんが……)

立会の成果を県や市町村へ届け、

受理通知が証明に代る。このような境界の専門家として、信用を受ける調査士の地位の向上が、業務の迅速さにつながっていくものと思えます。

私の12年前は、調査士を開業した時でした。更にその5年前、日本青年海外協力隊の一員として、北アフリカ(モロッコ)に自分の可能性を夢見て、測量指導者として赴任しました。

モロッコの首都はラバットを言い、緯度は鹿児島と同じです。宗教は回教で、人口が、千百万人です。国土面積は日本の17倍ですが、その半分は砂漠です。雨は四月後半から、八月の後半までは、ほとんど降らないため、天気予報はいろいろと違います。

一方雨季は、十一月後半から四月後半までで、一週間に一度又は二度雨が降ります。

風土気候が違っても、人間です

から、喜怒哀楽の情は変わりませんので、言葉なんて、生活する為にはさほど不自由ではありません。ただ、生活をエンジョイする為には必要です。

辞書による誤解の一例です。赴任後三ヶ月位は、言葉も和訳らず、文字も読めず、行書で書かれるとMとN、QとG、FとTの区別さえ判断出来ませんでした。それでも、やっと仕事をさせてもらい成果が出来たところ、上司に呼ばれました。上司は「面積も計算してくれ」と言ったのでしたが、言葉が通じません。紙に書いて下さいとお願したところ、*superficie*(スベリイフィシイ)と書いてくれました。さつそく辞書を引くと、
1.表面 2.側面積 3.露外見上つらだけの浅薄な、浅学、とあります。私は、上司が、私の仕事の成果を褒めてくれるとばかり思っていたものですから、辞書の2面積には目もくれず、3の浅薄、浅学と書かれたと腹をたて、「この成果のどこが悪いのだ、できるものならやってみると」上司に食いつきました。

まさに浅学の極みです。

未来は、過去のつみ重ねなしには予想はできません。調査士会の未来は、過去の反省と、現在のたゆまぬ努力によって、実現性のある未来の姿を予想させるのではないかと考えております。

いま、下関支部の企画委員の一人として、調査士会の21世紀のありべき姿をテーマとして頑張っていくかと思えます。会員の皆様も調査士会の未来について、意見をお聞かせ下さい。



市民講座

〈山口県土地家屋調査士会主催〉



「市民講座」が、山口県土地家屋調査士会の主催で、十一月二十八日に開催することができました。(県内ニュース)

講師は、県会議員より、井上昭太郎氏を招き、「県勢発展」と「21世紀の国土山口」についての提言について講演を受けました。

土地家屋調査士会の研修会が、会場だけの閉されたものから、一般市民のために開かれた研修会となることにより、土地家屋調査士会並びに土地家屋調査士協会が、より一般市民の中に認識されることを目的の一つとして企画されたものです。

調査士会は、「市民講座」の案内にあたり、テレビ、ラジオ、新聞各社にお話し、セミナー、ポスターを、町会青年会、行政青年会をはじめとして、関係団体にも協力を依頼いたしました。

当日、一般市民の人に対してのアプローチ調査で、調査士会についてのイメージを聞きましたところ、良いイメージであることが確認できました。また、調査士会がどのような組織か全く知らない市民の方が三名ほどありました。この人達に、この講座についての感想を求めたところ、大変良い試みで、今後も続けて開催してほしいとのことでした。

会員について感想を求めたところ、少しイメージが悪いのではないかとという意見が若干、県の行政を知ることは良いという意見が若干ありました。

調査士会本部では、市民講座を開くことも、県勢をテーマとすることを初めてで、しかも、準備の期間も少なく、当日開催の期間まで、結果の集りや反応が心配でした。しかしながら、会員の出席者引き、一般者は、初歩程度(アンケート回答書)で、最後まで熱心に聴講していただければ、と一息というところが本音です。

会員の皆様より、「市民講座」についての反応が広報部あてに多く投函されることを願っています。「市民講座」を開催したことについての反響は、皆様からの御意見がぜひとも必要です。



史
跡
探
訪

<11月8日>

於 宇部支部

十一月八日 恒例となりました
「史跡探訪」が、宇部支部の引受
けで実施されました。

宇部支部の皆様、御苦労様でし
た。

宇部地区は、その昔、厚東氏が
支配した処ですが、大内氏との戦
争に敗れた後は、主要な政治的な
舞台を持たなかったためか、有る
な史跡は少ない様です。

しかしながら、山口州の他地区
と比べて、宇部が広いことには、
他地区の合算は類かたはです。

宇部市の石炭記念館、小野田の
歴史資料館は、数多くの資料が展
示されており、今後の研究の成果
によっては、大発見も期待される
地区であるのかもしれない。

当日、九時小野田に集合しと委員
の家族を合わせて、五十数名が、
観光バスに乗り込み出発しました。

小野田から宮野公
園の石炭記念館へ、
次に、宗徳寺へ、
最初は、宗徳寺で、
この日は、快晴で、
参拝者への参歩は、
気持ちの良いもので
した。



宇部市・宗徳寺庭園内

宗徳寺の案内で、歴史を辿られ
た文字の書かれた石を比喩するこ
とができました。お経の字とのこ
とで、他方地の石があったようで
す。この発見がどれほど重要なも
のか私はわかりませんが、土の
中にある、尚同昔年の秋の石
に残る筆の威力に驚かされます。
現在、私達は、何の反省もなし

に、化学的に作られた筆記紙を
用し、永久保存するべく図書を
成す書留紙の一枚です。その言
なせ、筆が重要であったか、また
筆を伴った人達が、各時代の
指導的な地位を継承し続けて来る
ことができたかわかる様な気がし
ました。

午後は、小野田市の歴史資料館
へ、そして最後は、山陽町歴史館
前の歴史館の広場を聞きながら、
寝太郎を食べました。

今回は、利根が夜地区だそうで
す。観光地とか有るな所以外は、
仕事の神を置いて行く機会は少な
いものです。身成なものに、新ら
しい驚きがたくさん隠れているも
のです。委員の皆様、当会の仕事
を託れて一日をもちもありがとうございます。
史跡探訪一はどうでしたか。



東 隆 寺



宇部石炭記念館内



中国ブロック協議会で副議長を務める高杉勇助

副会長就任

にあたって

副会長 高杉勇助

去る5月24日開催の定時総会において、さらにも副会長に選任され、また5月6日は開会の新役員会開会式において総理、厚生を担当することになりました。

引当までもなく改定年次の上、役員中においても総理の地位を固めるから、自分でも議院とは別です。今後は八木副会長を始め、協会の理事の協力を得て2年間の職務を全うしたいと思っています。

副会長としての今後の課題は、経理については過去の経理を生かして会員の負担を増加させないよう努力したいと思いますが、厚生関係として互助会規則について最も懸念しているところです。たまたま今年度決算において退職者が多く、助成金を上回る給付額となり、今後の存続に疑問を持たれたいと願っています。

そこで互助会について過去及び現在も動向を見てみたいと思います。昭和44年事務形補助金受給者調査報告書として始まった互助会会計（二件百円の返付付）でありましたが昭和54年度適用となることになり、互助会適用規則に改められ、同時に

に修正した互助会に対し一会員当たり年一万円の助成を行なって来たところでありました。

その結果互助会の存続と平等負担が必妥との意見が出され、昭和60年度より本会計から七十五万円、互助会計から二百二十万円、計三百五十万円を助成することに決定し現在に至っております。

次に昭和61年度の収支状況をみますと収入四、三〇五、二二一円（退職給付金）となり、前年度と比べ給付金が上回る結果となり、繰越金は一九、八三七、一五五円となっております。

そこで現在の給付金の影響を調査した結果は次のとおりです。

給付金必要額 62年9月末			
経年	支給額	該当者数	必要金額
1	139	9	270
2	60	3	300
3	90	9	910
4	120	6	960
5	150	7	1,050
6	180	9	1,920
7	310	11	2,310
8	340	8	1,920
9	370	200	54,000
計		265	63,240

上のとおりであり給付金必要額は六千三百二十四万円となり総額は三分の一にも満たないことになりました。（但し一時金を目録費することは考えられない）

なお一般的に考えて見ても一年に一回日当り三万円増加するとして二六六名とすれば、年々七五九十八万円増加することになり、助成金三百五十万円では到底計算が合わないこととなります。

以上が副会長に就任し、厚生担当を引き受けて以来副会長の職に就いているところではありますが、この対策については、経理厚生委員会情報に照らし、支那院会の意見も聞いた上で結論を出し、次期理事会で、その対応を協議したいと考えております。

以上副会長就任にあたっての感想といたします。

会務報告

八月 一日(土)	企画部会	於会館
一〇日(月)	広報部会	"
二〇日(木)	新法務局長職 露会	"
二二日(金)	中国ブロック協 議会会長会	於扇田常 盤ホテル
二三日(土)	監査会	於会館
二四日(月)	企画部会	於会館
二八日(金)	総務部会	於会館
三〇日(日)	司調開基大会	於会館
九月 六日(日)	本部主任研修 会	於宇部市
一三日(日)	同 右	於徳山市
一一日(金)	自主支部長会	於萩市
一二日(土)	理事会	於会館
一七日(木)	証紙点検調査 中下旬	於会館
一〇月 三日(土)	全国ゴルフ大会 準備会	於会館
三日(土)	広報部会	"
六日(火)	企画部会	"
一四日(水)	三者協議会	"
二二日(木)	全国ゴルフ大会	於宇部 CC
二三日(金)	中国ブロック協議 会総会	於扇田常 盤ホテル
二四日(土)	史跡探訪会	於宇部市
二月 八日(日)	全国会長会議	於石川県
九日(月)	登記部門との協 議会	於小松市
一〇日(火)	登記部門との協 議会	於会館
一九日(木)	市民講座開催	於山口市
二八日(土)	市民講座開催	於山口市

行事予定

一二月二三日(水)	総務部会
一月二二日(火)	三者協議会
二二日(金)	司調公職・開発協議会
二月上旬	登記部門との協議会
六日(土)	新入会員研修会
二月二〇日(土)	企画委員会

会員異動状況

一、会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会
宇部	西村 兵一	62・9・30	廃業
山口	桑原 亮	62・11・12	入会

山口市大字仁保上郷二二六七番地

二、事務所変更他

支部	氏名	異動事由	年月日	備考
岩国	岡本 認	事務所変更	62・8・28	岩国市昭和町三丁目三番二一〇号
萩	吉田 美男	事務所・住所変更	62・9・18	阿武郡田方町大字上田方二六四〇番地上
宇部	本光 誠二	事務所変更	62・10・2	宇部市錦町九番四号
下関	沖瀬 宗男	"	62・10・15	下関市幡生町一丁目一番一二号

広報部からのお詫び

前々号までの会報に「歴史に探る境界争い」を3回ほど掲載いたしました。その4回目は、都合により次号に掲載させていただきます。

年計表の様式の改訂について

取扱事件年計表の様式が、昭和62年度に処理した事件の報告分から改定されたので、お知らせします。

年計表								昭和_____年分取扱事件年計表	
_____土地家屋調査士会長殿						事務所所在地_____ (____支部)		登録第_____号	
						土地家屋調査士_____		職印	
土 地				建 物				総 計	
区 分	件 数	金 額		区 分	件 数	金 額	件 数	金 額	
申請 手続	1表示			申請 手続	21表示				
	2分筆				22区分建物 (個)				
	3地積変更・更正				23床面積変更・更正				
	4合筆				24種類構造変更更正				
	5地目変更				25滅失				
	6その他				26その他				
計				計					
7調査・測量				27調査・測量					
8その他				28その他					
計				計					
公 共	9嘱託手続			公 共	29嘱託手続				
	10その他				30その他				
	計				計				
合 計				合 計					

年計表記載要領

- 「申請手続」：
 - 不動産の表示に関する登記につき必要な土地若しくは建物に関する調査・測量及び申請手続等を一括して行う場合又は申請若しくは申出のみの場合、該当欄に記入する。
 - 複合する申請又は申出の場合には、主たる内容の欄に記入する。
 - 区分建物に関する申請又は申出の場合には、表示、変更、更正又は滅失等であっても「区分建物」欄に記入するものとし、件数及び個数を併記する。
 - 上記以外の申請又は申出の場合には「その他」(6, 又は26)欄に記入する。
- 「調査・測量」：

土地又は建物に関する調査・測量で申請又は申出を伴わないものを記入する。
- 「その他」：(8, 又は28)

審査請求、相談料、乙号事件等を記入する。
- 「公共」：

官公署等の事件(公共嘱託登記協会から受託した事件を含む)は、すべてこの欄を使用するものとし、

 - 嘱託(申請)手続を伴うものは「嘱託手続」欄に記入する。
 - 嘱託(申請)手続を伴わないものは、「その他」(10, 又は30)欄に記入する。

※該当の無い事項については、件数、金額とも0と記入する。



渡辺先生（元田舎会員）

うれしいお知らせ

秋の遠征受章が十一月一日付で見送られました。ももこ会員の渡辺 仁先生（附才）が賞状受章を受けられました。